

野洲市余熱利用施設整備運営事業 実施方針」に係る個別対話結果

No.	議題	ページ番号	該当箇所	確認したい内容	回答（案）
1	種類の内容	p.1	1.1-1(4) 2)	施設機能について（特産物販売施設の考え）	特産物販売施設は、周辺地域の農産物、加工品の販売を想定しています。
2	大規模修繕	p.3	維持管理業務	大規模修繕は市が直接実施することとなっているが、事業期間中に実施することも想定しているのか。	事業期間中の大規模修繕は想定していません。
3	特産物販売	p.4	運営業務	特産物販売施設運営業務について、事業範囲から切り離すことが出来ないか。	特産物販売施設は必須機能です。事業範囲に含まれます。 なお、特産物販売施設の運営業務を実施する者が協力企業として本事業に参画する場合、複数の入札参加者の協力企業となることができることとします。
4	特産物販売	p.4	運営業務	特産物販売施設運営行に係る市の収支シミュレーションの開示	市の収支シミュレーションの開示は行いません。
5	特産物販売施設運営に関して	p.4	1-1(10)エ③	特産物販売施設を運営する業者は、構成企業である必要があるのでしょうか？ 運営企業からの場所貸しや委託による運営は可能でしょうか？	（前段） 必ずしも構成企業とする必要はありません。協力企業とすることも可能です。 （後段） 可能です。
6	サービス対価に関して	p.4	1-1(11)1)	サービス対価の上限設定などはあるのでしょうか？	事業費の総額の上限は設定します。
7	サービスの対価	p.4	本市からのサービス対価	サービス対価のおおよその目途	事業費の予定価格の開示を行います。
8	事業者の収入	p.4	1.1-1 (11) 2)	事業者の収入について	総事業費は設定していますが、詳細の開示は行いません。
9	事業スケジュール	p.6	開業準備期間	開業準備期間について、おおむね1カ月程度とあるが、2～3ヶ月は必要。	平成32年4月中の運営開始を必須としているため、設計・建設期間の短縮をご検討ください。
10	特産物販売施設運営に関して	p.4	2-3 (2) e)	特産物販売施設を運営する業者が構成企業である必要がある際、特産物販売業者の参加資格要件にも4頁/2-3 (2) e)の運営業務を行うものの参加資格要件＝「・・・温水プールを含むスポーツ施設についての運営実績・・・」が該当するのでしょうか？	該当しません。
11	入札参加資格者名簿の追加登録	p.13	2.2-3 (6)	臨時の受付について	実施方針に記載のとおりです。
12	既存の体育館	p.18	立地に関する事項	既存の体育館を活用することは可能か。可能な場合は、図面を開示頂きたい	既存体育センターの活用は、事業予定地内に、115台の駐車場を確保していただければ可能です。但し、事業期間終了時まで利用者が安全に利用できるよう、改修工事等の必要な対策を事業者にて実施してください。なお、既存体育センターの解体工事は、事業期間終了時に市が実施します。 既存体育センターの図面は、入札公告時に開示予定です。
13	施設の規模	p.19	施設要件	おおよその施設規模を開示頂きたい	施設規模は、事業者提案によりますが、メインプールは25m×8コース以上、子ども用プールは100㎡以上、温浴施設は毎時間男女別80人程度（浴槽は24人程度）の同時利用を想定した規模です。 利用人数も事業者にて想定してください。
14	施設要件	p.19	4.4-2 (1)	基本的な考えによる、施設規模の想定（利用人数等）	施設規模は、事業者提案によりますが、メインプールは25m×8コース以上、子ども用プールは100㎡以上、温浴施設は毎時間男女別80人程度（浴槽は24人程度）の同時利用を想定した規模です。 利用人数も事業者にて想定してください。
15	駐車場の確保について	P.18, p.19	4.4-1, 4-2	駐車場の規模について	事業予定地にて115台以上の確保が必須です。 なお、クリーンセンターの駐車場を運営に支障のない範囲で（平日及び土曜日は70台程度、日曜・祝日は115台程度）利用可能とします。